

三朝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月29日

三朝町長

三朝町規則第2号

三朝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 三朝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年三朝町規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率)</p> <p>第8条の3 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、パートタイム会計年度任用職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ町長と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が優秀な職員 <u>100分の107.5以上100分の117.5未満</u></p> <p>(2) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好な職員及び基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果がない職員 <u>100分の107.5</u></p> <p>(3) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好でない職員 <u>100分の107.5未満</u></p> <p>2 略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率)</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率)</p> <p>第8条の3 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、パートタイム会計年度任用職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ町長と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が優秀な職員 <u>100分の105以上100分の115未満</u></p> <p>(2) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好な職員及び基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果がない職員 <u>100分の105</u></p> <p>(3) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好でない職員 <u>100分の105未満</u></p> <p>2 略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率)</p>

第15条 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、フルタイム会計年度任用職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ町長と協議して、別段の取扱いをすることができる。

- (1) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が優秀な職員 100分の107.5以上100分の117.5未満
- (2) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好な職員及び基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果がない職員 100分の107.5
- (3) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好でない職員 100分の107.5未満

2 略

第15条 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、フルタイム会計年度任用職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ町長と協議して、別段の取扱いをすることができる。

- (1) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が優秀な職員 100分の105以上100分の115未満
- (2) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好な職員及び基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果がない職員 100分の105
- (3) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好でない職員 100分の105未満

2 略

第2条 三朝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率)</p> <p>第8条の3 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、パートタイム会計年度任用職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ町長と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が優秀な職員 <u>100分の106.25以上100分の116.25未満</u></p> <p>(2) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好な職員及び基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率)</p> <p>第8条の3 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、パートタイム会計年度任用職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ町長と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が優秀な職員 <u>100分の107.5以上100分の117.5未満</u></p> <p>(2) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好な職員及び基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手</p>

<p>当に係る人事評価の結果がない職員 <u>100分の106.25</u></p> <p>(3) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好でない職員 <u>100分の106.25未満</u></p> <p>2 略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率)</p> <p>第15条 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、フルタイム会計年度任用職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ町長と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が優秀な職員 <u>100分の106.25以上100分の116.25未満</u></p> <p>(2) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好な職員及び基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果がない職員 <u>100分の106.25</u></p> <p>(3) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好でない職員 <u>100分の106.25未満</u></p> <p>2 略</p>	<p>当に係る人事評価の結果がない職員 <u>100分の107.5</u></p> <p>(3) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好でない職員 <u>100分の107.5未満</u></p> <p>2 略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率)</p> <p>第15条 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、フルタイム会計年度任用職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ町長と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が優秀な職員 <u>100分の107.5以上100分の117.5未満</u></p> <p>(2) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好な職員及び基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果がない職員 <u>100分の107.5</u></p> <p>(3) 基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果が良好でない職員 <u>100分の107.5未満</u></p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の三朝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の規定は、令和7年12月1日から適用する。